## 令和6年度の宿泊及び会食補助事業の内容について

## \*令和6年度より「宿泊の補助額」、「宿泊及び会食の補助回数」が変わります。

(宿泊及び会食補助事業について、任意継続組合員は対象外です。)

## (1) 宿泊利用補助 (アウィーナ大阪、花のいえ、その他対象施設)

対象者	組合員及び被扶養者(小学生以上)
補助額(*)	組合員、被扶養者一律
	1人1泊6,000(税抜)円以上の場合、3,000円を補助
	1人1泊4,000(税抜)円以上の場合、2,000円を補助
補助回数(*)	1年度内で 12枚(回)【3,000円、2,000円の補助券あわせて 12枚】
	O組合員、被扶養者あわせて上記枚数まで
利用方法	組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ
	利用者分の組合員証(被扶養者証)を提示のうえ、補助券を提出

## (2) 会食利用補助(アウィーナ大阪、花のいえ)

対象者	組合員及び3親等以内の親族 ※ <b>組合員又は被扶養者を必ず伴う会食</b>
補助額	1人 5,000(税込)円以上の会食利用の場合、1人につき 2,000 円を補助
補助回数(*)	1年度内で、組合員 1 人につき 12 人分補助 ○補助券は組合員 1 人につき、12 枚まで出力可能
利用方法	組合員専用ページより組合員自身で利用者分の補助券を事前に印刷し、利用当日、施設へ
	組合員証又は被扶養者証を提示のうえ、補助券を提出

注意令和6年度にご利用予定の補助券は、令和6年4月1日以降に発券してください!!